

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1999004	処分名	占用の許可、許可事項変更の許可		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	上下水道事業管理者		
担当部署	部 複数部局	課 複数課	河川雨水対策課, 経営企画課		
根拠規定	鈴鹿市公共下水道条例		第23条第1項		
基準規定	①				
	②				
	③				
審査基準	設定の有無	有	当初設定日		最終更新日
	非公開該当		未設定理由		
	占用しようとする物件(以下「占用物件」という。)が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合 (1) 占用物件の設置等が公共下水道の整備, 管理及び機能を妨げないものであること。 (2) 占用物件の設置により周辺の物件に悪影響を及ぼさないものであること。 (3) 他に適当な敷地等がなく占用物件を公共下水道の敷地等に設けることがやむを得ないものであること。 (4) 占用物件が次のいずれかに該当するものであること。 ア 電柱, 水道管, ガス管, その他の埋設管類 イ 鉄道又は軌道施設 ウ 道路又は架橋 エ その他上下水道事業管理者が認めた物件				
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日
	期間	14日			
聴聞等					
備考					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1999007		処分名	行政財産の目的外使用料の減免		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	上下水道事業管理者			
担当部署	部	上下水道局	課	複数課	経営企画課, 下水道工務課, 水道施設課	
根拠規定	鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程					
基準規定	①	鈴鹿市市有財産規則			第8条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日		最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
<p>○鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程</p> <p>鈴鹿市上下水道局における公有財産の取得, 管理, 処分等については, 別に定めるもののほか, 市長の事務部局の例による。</p> <p>○鈴鹿市市有財産条例 (使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は, 次の各号のいずれかに該当するときは, 使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体(以下「他の地方公共団体等」という。)若しくは国又は公共的団体等において, 公用又は公共用(以下「公用等」という。)に供するため使用するとき。</p> <p>(2) 市の指導監督を受け, 市の事務若しくは事業を補佐し, 又は代行する団体において補佐し, 又は代行する事務若しくは事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>(3) 地震, 火災, 水害等の災害により, 行政財産の目的外使用の許可を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか, 市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(減免の基準)</p> <p>(1) 条例第8条第1号に該当するときは, 免除とする。</p> <p>(2) 条例第8条第2号に該当するときは, 免除とする。</p> <p>(3) 条例第8条第3号に該当するときは, 当該財産を使用の目的に供し難いと認められる期間及び範囲に応じて免除または減額とする。</p> <p>(4) 条例第8条第4号に該当するときは, 免除又は上下水道事業管理者が必要と認める割合で減額とする。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日		最終更新日	
	期間	14日				
聴聞等						
備考						